

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月30日

香川県監査委員 白鳥一雄
同 武田宏之
同 十河直
同 里石明敏

1 監査対象年度 令和5年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
公益社団法人香川県観光協会	指導注意事項	外国旅費について、旅費の積算を誤り、旅費の支給額が過大となっているものが2件あった。	監査後、旅費の再計算を行い、該当者から返納を受けるとともに、改めて旅費制度について、職員に周知徹底を行った。 今後は、旅費制度に対する理解を職員に深めてもらうため、制度の勉強会を随時開催する。